

人権に関する県民意識調査報告書

平成30（2018）年3月

奈良県

目 次

序論

I 調査の概要	1
II 回答者の属性	3

第1部 ～単純集計結果および経年比較～

1-1. 社会についての考え方.....	9
1-2. 自己イメージ.....	10
1-3. 人権をめぐる考え方について.....	11
1-4. 人権侵害の経験.....	12
1-4-1. 人権侵害の程度.....	13
1-4-2. 人権侵害の理由.....	14
1-4-3. 人権侵害の対応.....	16
1-4-4. 相談相手.....	17
1-4-5. 「無視した」「我慢した」「逃げた」理由.....	18
1-5. 住宅を選ぶ際に避ける条件.....	19
1-6. 子どもの結婚相手として重視するもの.....	20
1-7. 子どもの結婚相手が次のような人であった場合の態度.....	22
1-8. 入居拒否に対する意見.....	25
1-9. 法律や条例の認知.....	27
1-10. 人権に対する考え方.....	28
1-11. 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みについて.....	30
1-12. 同和地区の所在地リストの掲載について.....	31
1-13. 差別書き込み等の問題について.....	32
1-14. 同和や人権の学習経験.....	33
1-15. 人権に関するイベント参加経験.....	34
1-16. 人権に関する情報を得る媒体.....	35
1-17. 人権尊重社会をつくるための取り組みについて.....	36
1-18. 関心ある・取り組みたい人権問題.....	37
1-19. 人権問題についての提案・意見.....	38

第2部 ～属性別クロス集計結果～

2-1. 社会についての考え方.....	39
2-2. 自己イメージ.....	53
2-3. 人権をめぐる考え方について.....	59
2-4. 人権侵害の経験.....	73
2-4-1. 人権侵害の程度.....	75
2-4-2. 人権侵害の理由.....	77
2-4-3. 人権侵害の対応.....	82
2-4-4. 相談相手.....	84
2-4-5. 「無視した」「我慢した」「逃げた」理由.....	85
2-5. 住宅を選ぶ際に避ける条件.....	87
2-6. 子どもの結婚相手として重視するもの.....	93
2-7. 子どもの結婚相手が次のような人であった場合の態度.....	101
2-8. 入居拒否に対する意見.....	110
2-9. 法律や条例の認知.....	116
2-10. 人権に対する考え方.....	131
2-11. 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みについて.....	147
2-12. 同和地区の所在リストの掲載について.....	149
2-13. 差別書き込み等の問題について.....	151
2-14. 同和や人権の学習経験.....	154
2-15. 人権に関するイベント参加経験.....	157
2-16. 人権に関する情報を得る媒体.....	159
2-17. 人権尊重社会をつくるための取り組みについて.....	168

参考資料

調査票.....	176
----------	-----

序 論

序論

I 調査の概要

1. 調査目的

「人権を尊重した社会づくり」のための施策を推進するにあたって、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権施策に取り組むうえでの基礎資料にする。

2. 調査方法

- (1) 調査地域 奈良県全域（全市町村）
- (2) 調査対象者 県内在住の満18歳以上の男女
- (3) 調査対象者数 3,000人
- (4) 標本抽出法 平成29年1月1日時点での満18歳以上の奈良県人口（1,168,629人）に基づき、3,000人を全市町村に比例配分し、市町村ごとに無作為抽出した。
- (5) 抽出台帳 選挙人名簿・住民基本台帳
- (6) 調査方法 郵送による無記名アンケート形式（葉書による督促1回）
- (7) 調査時期 平成30年1月～2月
（調査票発送日：1月19日、回収締切日：2月19日）

3. 回収結果

標本数	回収数	無効数	有効回答数
3,000 (100%)	1,230 (41.0%)	11 (0.4%)	1,219 (40.6%)

4. 報告書の留意点・見方

- ・報告書では、主に単純集計及び性別・年齢別・職業別・居住地域別とのクロス集計について図表で説明している。
- ・図表中の「n」とは、集計対象者実数（あるいは該当者対象実数）のことである。なお、有効回答数は1,219であるが、属性別（性別、年齢別、職業別、居住地域別）の合計と一致しないのは、属性の無記入者があったためである。

- ・ 図表の数値 (%) は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
- ・ 1つの設問に2つ以上の回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超える。
- ・ 2つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。
- ・ 本文中、表やグラフに次にあげるような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。

MA% (Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合。

3LA% (3 Limited Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものを3つまで選択する場合。

・ 標本誤差について

本調査は標本調査であるため、統計上の誤差「標本誤差」が生じる。この標本誤差は、有効回答数と得られた結果の比率によって異なるが、信頼度95%における誤差は次表のとおりである。

P (%)	5 または 95	10 または 90	15 または 85	20 または 80	25 または 75	30 または 70	35 または 65	40 または 60	45 または 55	50
n										
1,500	±1.6	±2.2	±2.6	±2.9	±3.2	±3.3	±3.5	±3.6	±3.6	±3.7
1,000	±1.9	±2.7	±3.2	±3.6	±3.9	±4.1	±4.3	±4.4	±4.4	±4.5
500	±2.8	±3.8	±4.5	±5.1	±5.5	±5.8	±6.0	±6.2	±6.3	±6.3
200	±4.4	±6.0	±7.1	±8.0	±8.7	±9.2	±9.5	±9.8	±9.9	±10.0
100	±6.2	±8.5	±10.1	±11.3	±12.2	±13.0	±13.5	±13.9	±14.1	±14.1
50	±8.7	±12.0	±14.3	±16.0	±17.3	±18.3	±19.1	±19.6	±19.9	±20.0

例えば、1,000人の回答者がいる中で、Aという選択肢を選んだ回答者が20%だったとすると、標本誤差は±3.6であるので、誤差を考慮した場合、この回答率は16.4%~23.6%の間に、この種の調査を100回やれば95回までは入るだろうと推定できるということになる。なお、標本誤差については、次の式を用いて算出した（層化2段抽出、信頼度95%の場合）。

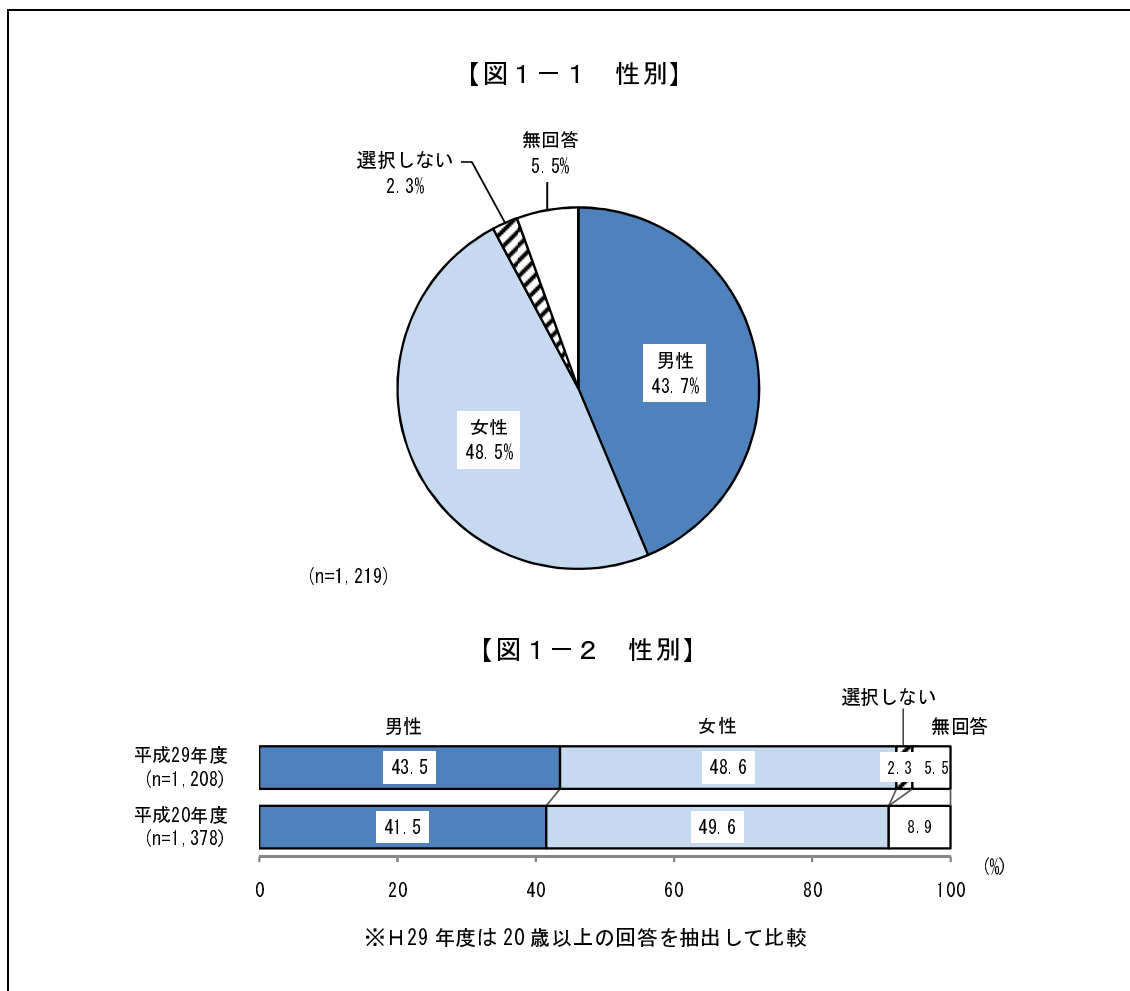
$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{2 \frac{N-n}{N-1} \cdot p(100-p) / n}$$

N=母集団数 n=有効回答数 p=回答の比率

$$\text{ただし } \frac{N-n}{N-1} \approx 1$$

Ⅱ 回答者の属性

1. 性別

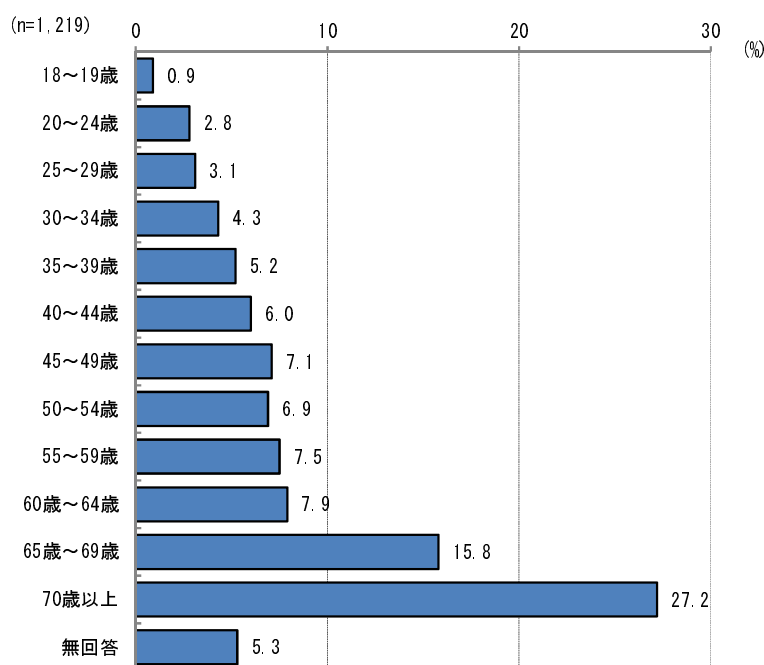


回答者の性別は、男性が43.7%、女性が48.5%で、女性のほうが4.8ポイント高くなっている。また、性別を「選択しない」と回答した人は2.3%となっている。(図1-1)

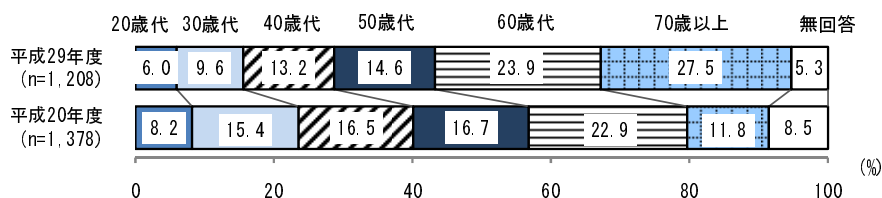
H20年度調査と比較すると、女性の割合が高い傾向に変わりはないが、男性は前回より2.0ポイント高くなっている。(図1-2)

2. 年齢

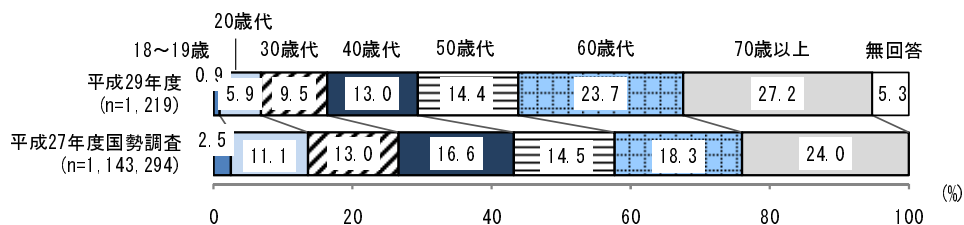
【図2-1 年齢】



【図2-2 年齢】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較



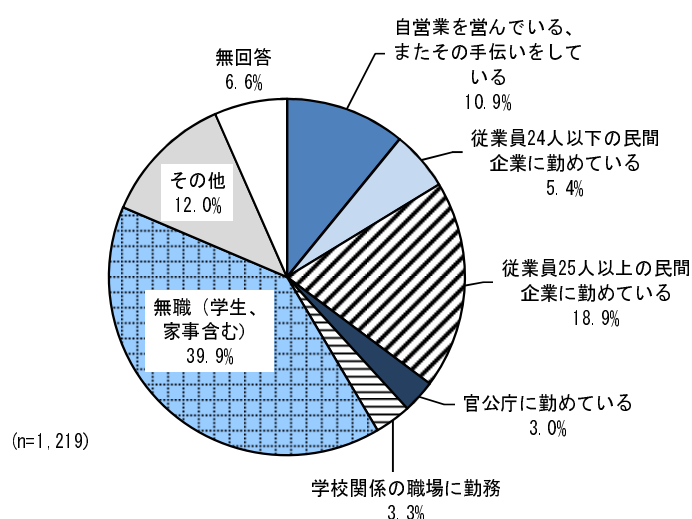
回答者の年齢は、「70歳以上」が27.2%で最も割合が高く、次いで、「65歳～69歳」が15.8%、「60歳～64歳」が7.9%となっている。調査結果は、回答比率の高い高年齢層の意識が強く反映されている点に留意が必要といえる。(図2-1)

H20 年度調査と比較すると、「30 歳代」の割合は前回より 5.8 ポイント低く、「70 歳以上」の割合は前回より 15.7 ポイント高くなっている。（図 1-2-2）

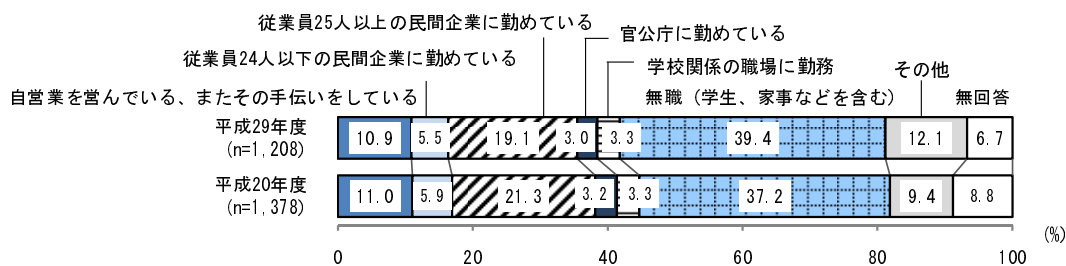
H27 年度実施国勢調査における奈良県人口との比較では、H29 年度調査の方が「20 歳代」の割合が低く、「60 歳代」の割合が高くなっている（いずれも約 5 ポイントの差）。それ以外の年齢層についてはさほど大きな差は見られない。（図 1-2-2）

3. 職業

【図 3-1 職業】



【図 3-2 職業】



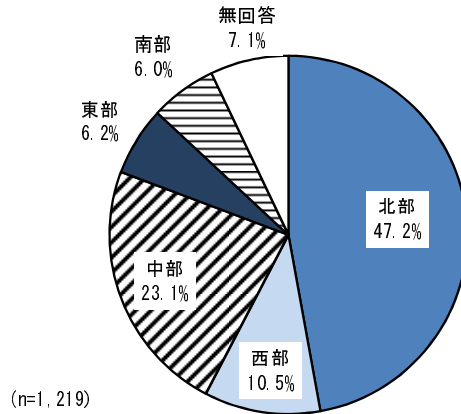
※H29 年度は 20 歳以上の回答を抽出して比較

回答者の職業は、「無職 (学生、家事含む)」が 39.9% で最も割合が高くなっている。次いで「従業員 25 人以上の民間企業に勤めている」が 18.9%、「自営業を営んでいる、またその手伝いをしている」が 10.9% となっている。（図 3-1）

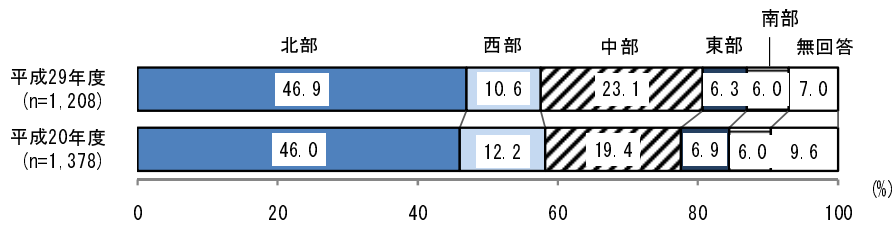
H20 年度調査と比較すると、いずれの職業も 3 ポイント以内の変化にとどまり、ほぼ同様の分布といえる。（図 3-2）

4. 居住地域

【図4-1 居住地域】



【図4-2 居住地域】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

※ 地域については、市、郡を下記の5つに区分した。

【北部】奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、磯城郡

【西部】生駒郡、北葛城郡

【中部】大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡

【東部】桜井市、宇陀市、宇陀郡

【南部】五條市、吉野郡

回答者の居住地域は、「北部」が47.2%で最も割合が高くなっている。次いで「中部」が23.1%、「西部」が10.5%となっている。(図4-1)

H20年度調査と比較すると、「中部」の割合が3.7ポイント高くなっている。(図4-2)

【図4-3 居住地域】

上段数字は有効回答者数、下段は割合(%)を表示

		全体	北部	西部	中部	東部	南部	無回答
全 体		1,219 100.0	575 100.0	128 100.0	281 100.0	76 100.0	73 100.0	86 100.0
性別	男性	533 43.7	274 47.7	61 47.7	126 44.8	35 46.1	28 38.4	9 10.5
	女性	591 48.5	282 49.0	65 50.8	148 52.7	38 50.0	43 58.9	15 17.4
	選択しない	28 2.3	14 2.4	2 1.6	4 1.4	2 2.6	2 2.7	4 4.7
	無回答	67 5.5	5 0.9	0 0.0	3 1.1	1 1.3	0 0.0	58 67.4
年齢別	20歳代以下	83 6.8	38 6.6	7 5.5	28 10.0	4 5.3	2 2.7	4 4.7
	30歳代	116 9.5	63 11.0	10 7.8	31 11.0	3 3.9	7 9.6	2 2.3
	40歳代	159 13.0	77 13.4	19 14.8	40 14.2	12 15.8	6 8.2	5 5.8
	50歳代	176 14.4	71 12.3	23 18.0	50 17.8	12 15.8	17 23.3	3 3.5
	60歳代	289 23.7	154 26.8	32 25.0	65 23.1	19 25.0	14 19.2	5 5.8
	70歳代以上	332 27.2	171 29.7	37 28.9	67 23.8	26 34.2	26 35.6	5 5.8
	無回答	64 5.3	1 0.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.4	62 72.1
職業	自営業を営んでいる、またその手伝いをしている	133 10.9	69 12.0	10 7.8	33 11.7	12 15.8	8 11.0	1 1.2
	従業員24人以下の民間企業に勤めている	66 5.4	34 5.9	6 4.7	18 6.4	4 5.3	3 4.1	1 1.2
	従業員25人以上の民間企業に勤めている	231 18.9	109 19.0	27 21.1	64 22.8	17 22.4	10 13.7	4 4.7
	官公庁に勤めている	36 3.0	16 2.8	9 7.0	8 2.8	2 2.6	0 0.0	1 1.2
	学校関係の職場に勤務	40 3.3	22 3.8	3 2.3	11 3.9	2 2.6	2 2.7	0 0.0
	無職(学生、家事含む)	486 39.9	239 41.6	58 45.3	111 39.5	30 39.5	35 47.9	13 15.1
	その他	146 12.0	79 13.7	12 9.4	34 12.1	8 10.5	12 16.4	1 1.2
	無回答	81 6.6	7 1.2	3 2.3	2 0.7	1 1.3	3 4.1	65 75.6

※ 地域については、市、郡を下記の5つに区分した。

【北部】奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、磯城郡

【西部】生駒郡、北葛城郡

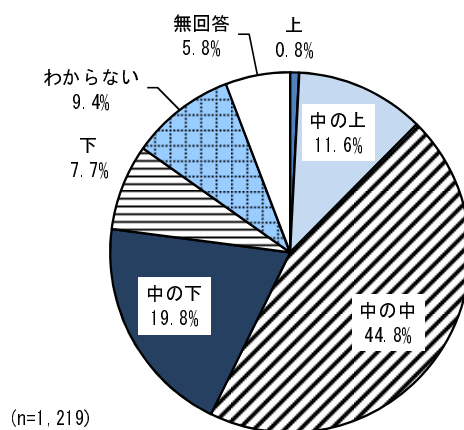
【中部】大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡

【東部】桜井市、宇陀市、宇陀郡

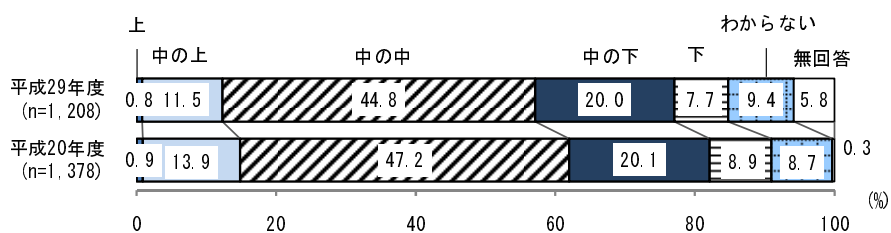
【南部】五條市、吉野郡

5. 生活の程度

【図5-1 生活の程度】



【図5-2 生活の程度】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

回答者の生活の程度は、「中の中」が44.8%で最も割合が高くなっている。次いで「中の下」が19.8%、「中の上」が11.6%となっている。（図5-1）

H20年度調査と比較すると、同様の傾向ではあるものの、「中の上」および「中の中」がわずかに減少（ともに-2.4ポイント）している。（図5-2）

第1部

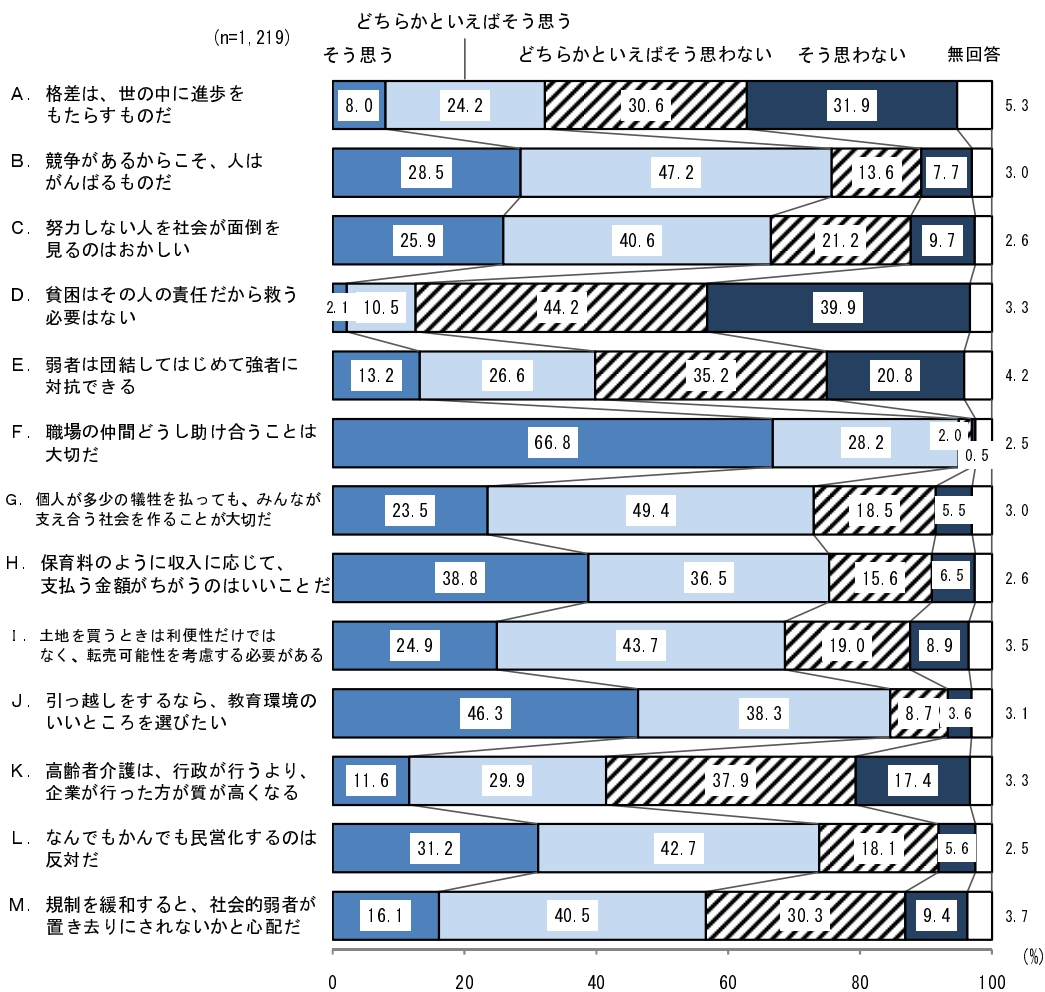
～単純集計結果および経年比較～

第1部 ～単純集計結果および経年比較～

1-1. 社会についての考え方

問1 今の社会について次のような意見があります。それについて、あなたはどのように思いますか。A～Mのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-1 今の社会についてどのように思うか】



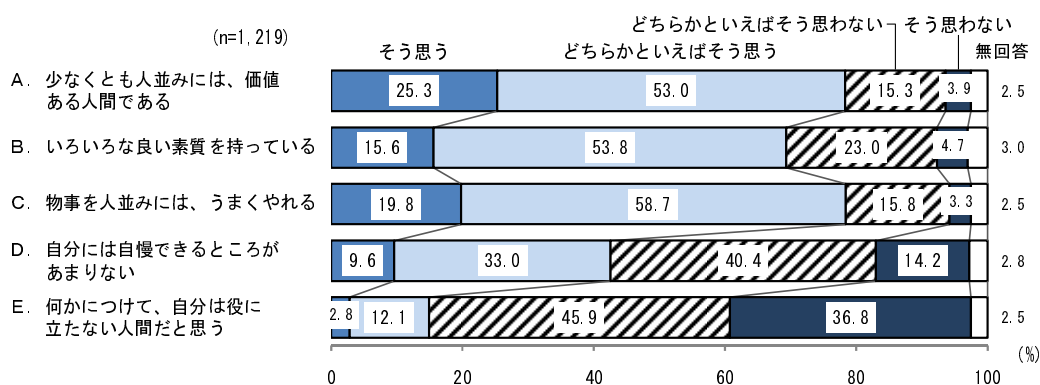
「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【F. 職場の仲間どうし助け合うことは大切だ】の項目で66.8%、次いで、【J. 引っ越しをするなら、教育環境のいいところを選びたい】が46.3%、【H. 保育料のように収入に応じて支払う金額がちがうのはいいことだ】が38.8%となっている。

一方、「そう思わない」と回答した人の割合が最も高いのは、【D. 貧困はその人の責任だから救う必要はない】の項目で39.9%であり、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人を合わせた「そう思わない（計）」の割合は84.1%となっている。（図1-1）

1-2. 自己イメージ

問2 あなたは自分自身をどのような人間だと思いますか。A～Eのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-2 自分自身をどのような人間だと思うか】



「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【A. 少なくとも人並みには、価値のある人間である】の項目で25.3%となっている。

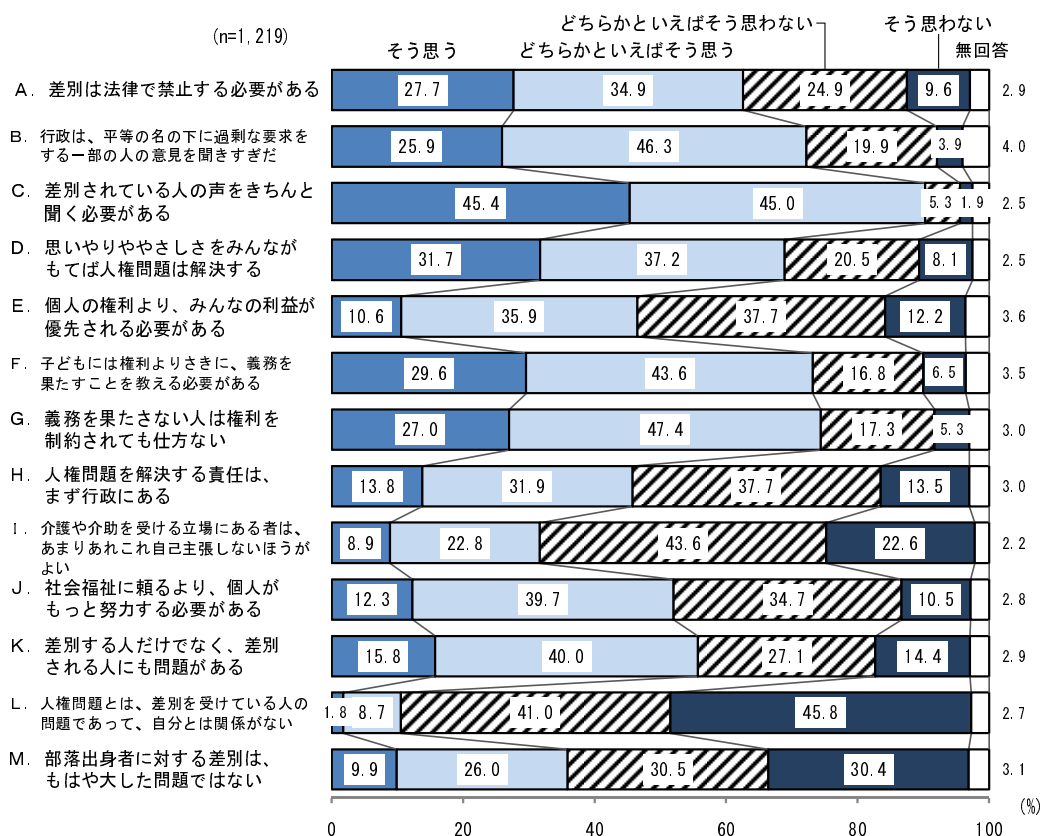
また、「そう思う」と回答した人と「どちらかといえばそう思う」と回答した人を合わせた「そう思う（計）」の割合をみると、【A. 少なくとも人並みには、価値のある人間である】と【C. 物事を人並みには、うまくやれる】が同等の割合（ともに78%台）となっている。

一方、「そう思わない」と回答した人と「どちらかといえばそう思わない」と回答した人を合わせた「そう思わない（計）」の割合が最も高いのは、【E. 何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う】の項目で82.7%となっている。（図1-2）

1-3. 人権をめぐる考え方について

問3 人権や差別をめぐるいろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。A～Mのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図3-1 人権や差別をめぐる考え方についてどう思うか】



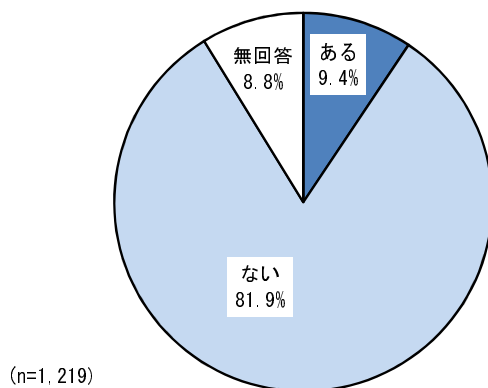
「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【C. 差別されている人の声をきちんと聞く必要がある】の項目で45.4%、次いで、【D. 思いやりややさしさをみんながもてば人権問題は解決する】の項目で31.7%となっている。

また、「そう思う」と回答した人と「どちらかといえばそう思う」と回答した人を合わせた「そう思う（計）」の割合をみると、最も高い【C. 差別されている人の声をきちんと聞く必要がある】に次いで【F. 子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある】、【G. 義務を果たさない人は権利を制約されても仕方ない】の項目で高くなっており、権利と義務の関係においては義務を優先する考え方が支持されていることがうかがえる。（図3-1）

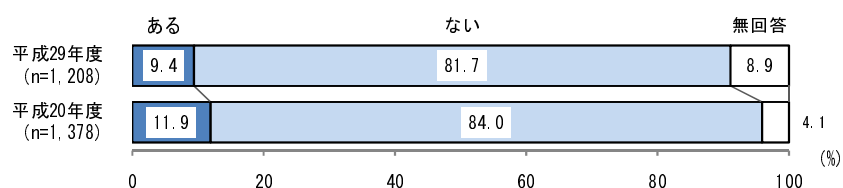
1-4. 人権侵害の経験

問4 最近5年間で自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。
あてはまるものの番号に○をつけてください。

【図1-4 最近5年間で自分の人権が侵害されたと思っただことがあるか】



【図1-4-2 最近5年間で自分の人権が侵害されたと思っただことがあるか】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

『最近5年間で自分の人権が侵害されたと思っただことがあるか』の問に、「ない」と回答した人の割合が81.9%となっている。一方、「ある」と回答した人は9.4%となっている。

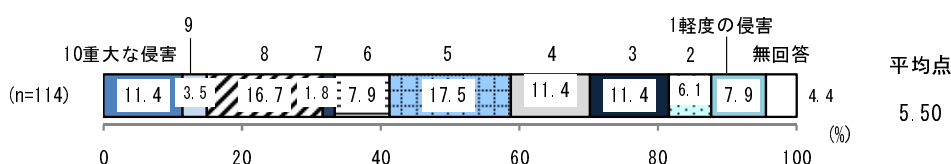
H20年度調査と比較すると、無回答の割合が増えたものの、ほぼ同様の傾向となっている。(図1-4-2)

1-4-1. 人権侵害の程度

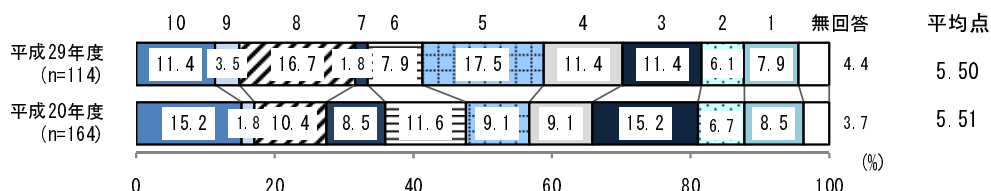
問4-1 <問4で「1. ある」と答えた人におたずねします>
 そのうち、あなたにとって最も印象に残っている経験一つについておたずねします。その人権侵害はあなたにとってどの程度のものだったでしょうか。何らかの形で公的に処罰する必要があると感じるほどである場合を「10」、不快に感じた程度の場合を「1」として、あてはまると思われる数字に○をつけてください。

← 重大な人権侵害 軽度の人権侵害 →
 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

【図1-4-1 人権侵害の程度】



【図1-4-1-2 人権侵害の程度】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較（全体より変化なし）

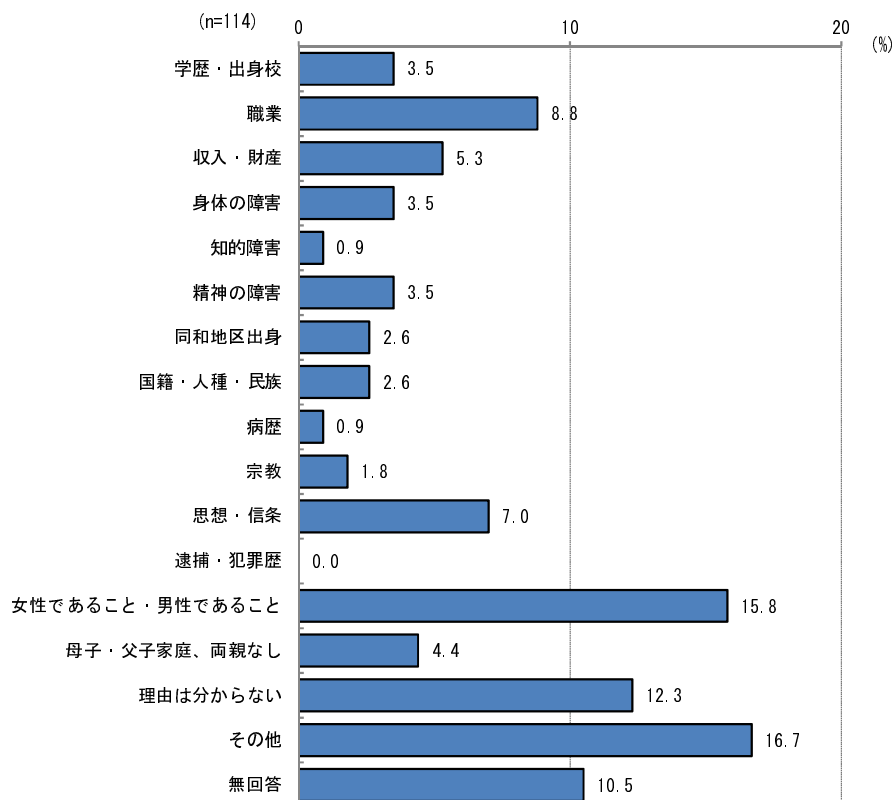
問4で「ある」と回答した114人に、「その人権侵害はどの程度のものだったのか」を10段階のスケールを示して尋ねたところ、平均点は5.50となった。「8」「9」「10」の重大な人権侵害と感じている人が31.6%、「1」「2」「3」の軽度の人権侵害と感じている人が25.4%となっている。残りの「4」「5」「6」「7」と回答した人は38.6%である。（図1-4-1）

H20年度調査と比較すると、「8」「9」「10」の重大な人権侵害の割合は4.2ポイントの増加、「1」「2」「3」の軽度の人権侵害の割合は5ポイントの減少となった。H20年度の平均点は5.51であり、今回もほぼ同点となった。（図1-4-1-2）

1-4-2. 人権侵害の理由

問4-2 その時の人権侵害は、どのようなことを理由にしたものでしたか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-4-2 人権侵害の理由】



問4で「ある」と回答した114人に、「人権侵害の理由」について尋ねたところ、「女性であること・男性であること」と回答した人の割合が最も高く15.8%となっている。次いで、「理由は分からない」が12.3%、「職業」が8.8%、「思想・信条」が7.0%、「収入・財産」が5.3%となっている。「その他」は16.7%となっており、その回答として次のようなものがあった。(図1-4-2)

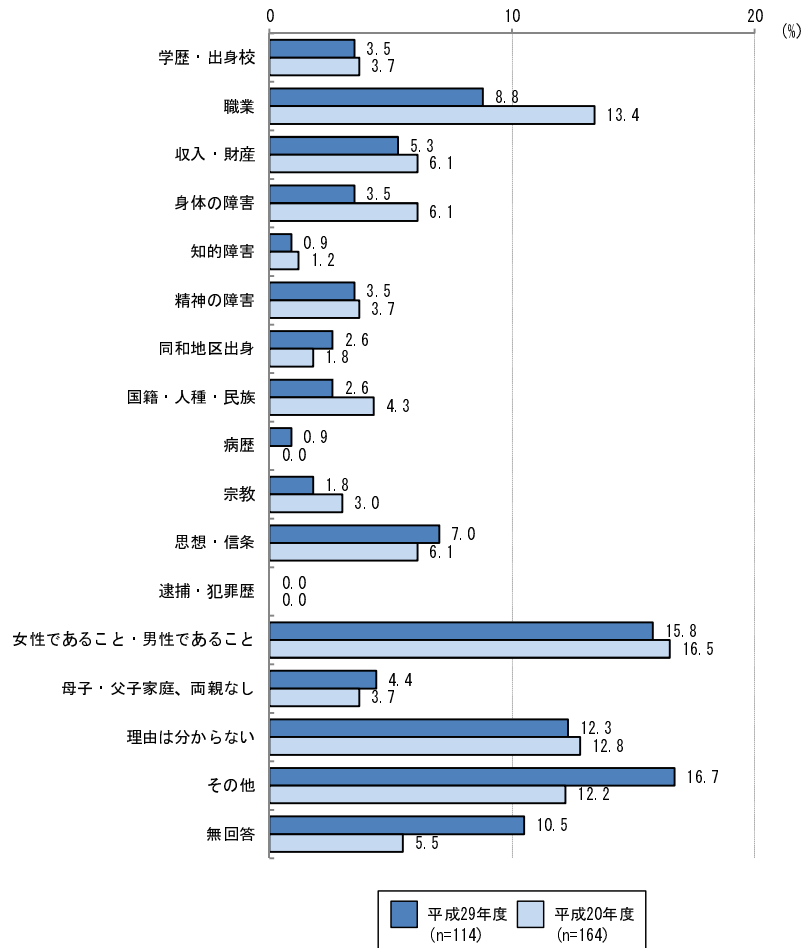
・「仕事」に関すること：

「職場でのパワハラ」、「上司には君とは合わないというようなことを言われた。」、「仕事をやめる様に言われた。」、「上司の好き嫌い（嫌われていたため、過度な叱り、説教をされた）」など

・「家庭」に関すること：

「家庭内のモラルハラスメント」

【図1-4-2-1 人権侵害の理由】



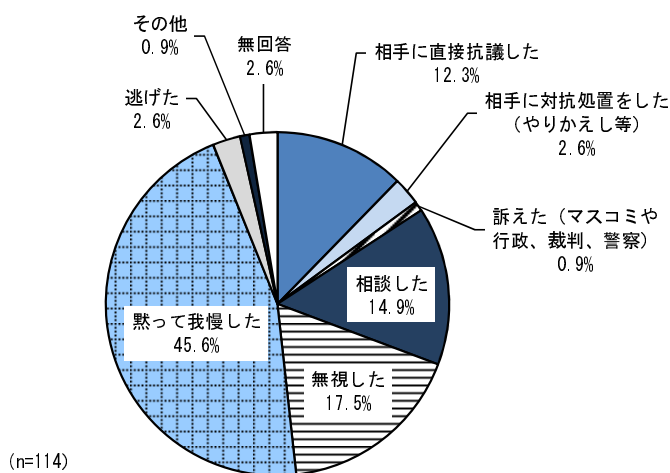
※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較（全体より変化なし）

H20年度調査と比較すると、「職業」や「身体の障害」の割合が減少している（各-4.6ポイント、-2.6ポイント）。（図1-4-2-1）

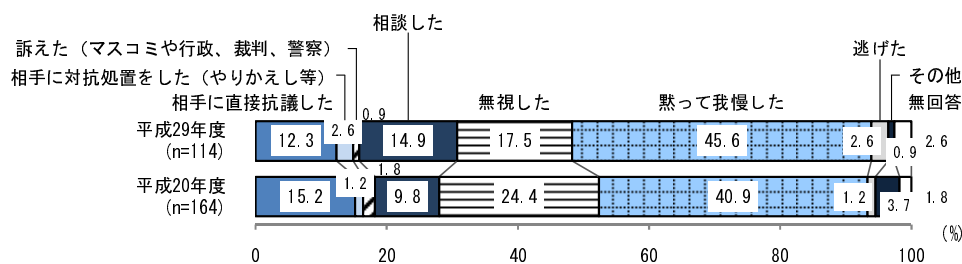
1-4-3. 人権侵害の対応

問4-3 そのとき、あなたはどのように対応しましたか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-4-3 人権侵害の対応】



【図1-4-3-2 人権侵害の対応】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較 (全体より変化なし)

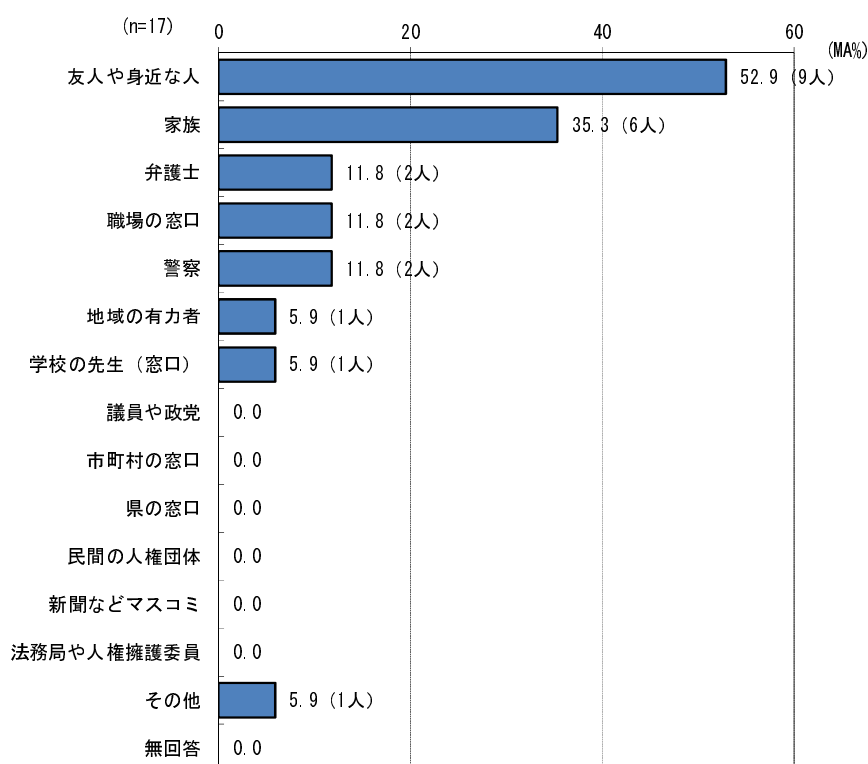
問4で「ある」と回答した114人に、「人権侵害の対応」について尋ねたところ、「黙って我慢した」と回答した人の割合が最も高く45.6%となっている。次いで、「無視した」が17.5%、「相談した」が14.9%となっている。「黙って我慢した」「無視した」「逃げた」を合わせた (直接相手に何もしなかった) 割合は65.7%となっている。一方、「相手に直接抗議した」「相手に対抗処置をした」「訴えた」を合わせた (直接相手に何かした) 割合は15.8%となっている。また、その他の回答として、「知人にグチとして話した。」「言われるままにしていた。」などがあつた。(図1-4-3)

H20年度調査と比較すると、「相談した」と回答した人の割合が5.1ポイント増加している。(図1-4-3-2)

1-4-4. 相談相手

問4-4 <問4-3で「4. 相談した」と答えた人におたずねします>
 そのとき、誰に相談されましたか。相談された人や組織のあてはまる
 ものの番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

【図1-4-4 相談相手（相談した人や組織）】



H20 年度調査 (n=16)

「家族」5人、「友人や身近な人」3人、「学校の先生」「弁護士」各2人、「その他」7人

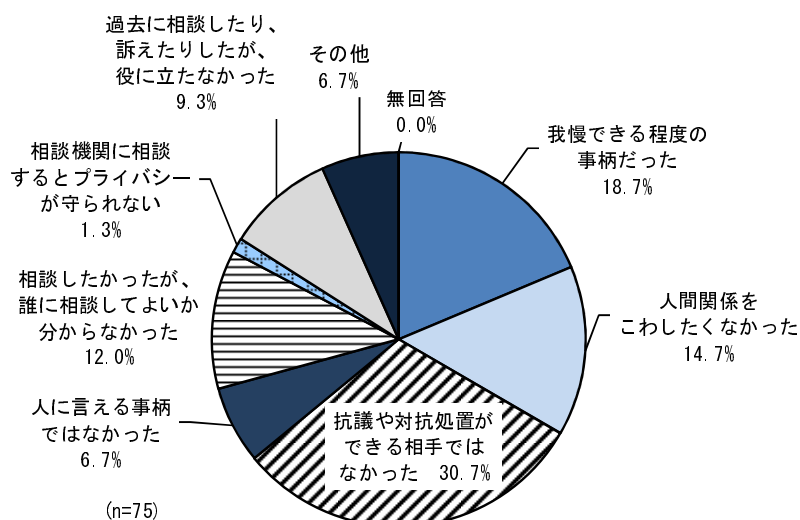
問4-3で「相談した」と回答した17人に、「相談相手（相談した人や組織）」について尋ねたところ、「友人や身近な人」と回答した人が最も多く9人となっている。次いで、「家族」が6人、「弁護士」「職場の窓口」「警察」はともに2人、「地域の有力者」「学校の先生（窓口）」「その他」はともに1人となっている。その他の回答としては、「就労支援のNPOのケースワーカー」、「職場の上司」などがあつた。(図1-4-4)

なお、H20 年度調査では、「家族」が5人で最も多い回答であつた。

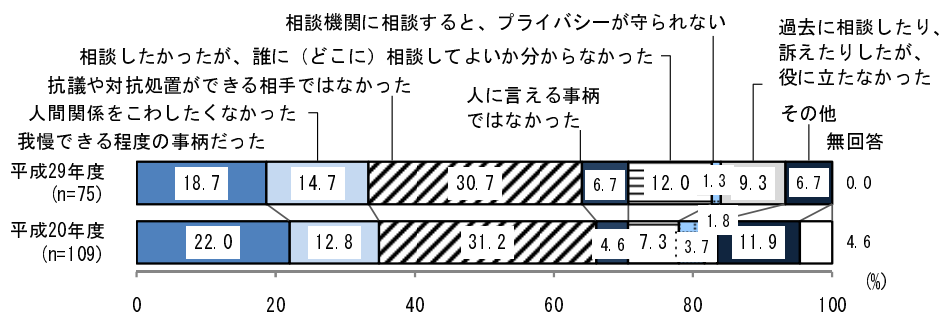
1-4-5. 「無視した」「我慢した」「逃げた」理由

問4-5 <問4-3で「5. 無視した」「6. 黙って我慢した」「7. 逃げた」と答えた人におたずねします>
 そのようにされた理由は何でしょうか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-4-5 「無視した」「我慢した」「逃げた」理由】



【図1-4-5-2 「無視した」「我慢した」「逃げた」理由】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較（全体より変化なし）

問4-3で「無視した」「我慢した」「逃げた」と回答した75人に、その理由について尋ねたところ、「抗議したり、対抗処置ができるような相手ではなかったの」と回答した人の割合が最も高く30.7%となっている。次いで、「我慢できる程度の事柄だったので」が18.7%、「今までの人間関係をこわしたくなかったの」が14.7%、「相談したかったが、誰に（どこに）相談してよいか分からなかったの」が12.0%となっ

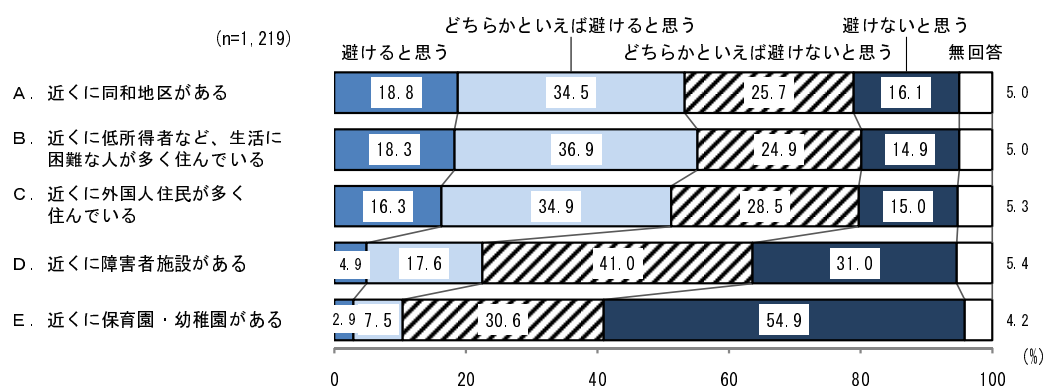
ている。また、その他の回答として、「あきらめた」、「相談したり、訴えてもどうにもならないと思ったから」などがあつた。(図1-4-5)

なお、H20年度調査と比較すると、「過去に相談したり、訴えたりしたことがあるが、あまり役に立たなかつた」と回答した人の割合が7.5ポイント、「相談したかつたが、誰に(どこに)相談してよいか分からなかつた」が4.7ポイント増加している。サンプル数が少ないためあくまで参考値だが、相談の経験や意思があるものの、何もできなかつたケースが増えていることに留意したい。(図1-4-5-2)

1-5. 住宅を選ぶ際に避ける条件

問5 あなたは、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあつていても、次のような条件の物件の場合、避けると思ひますか。A～Eのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-5 住宅を選ぶ際に次のような条件の物件の場合、避けると思ひるか】



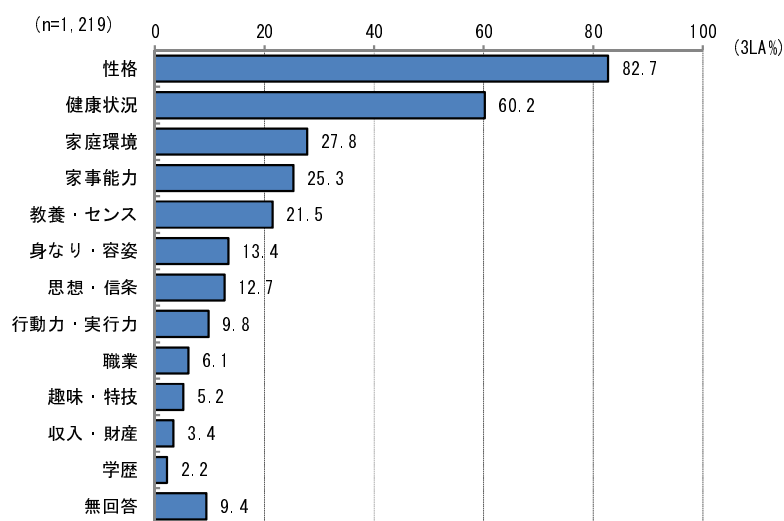
「避けると思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【A. 近くに同和地区がある】の項目で18.8%となっている。次いで、【B. 近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる】で18.3%、【C. 近くに外国人住民が多く住んでいる】で16.3%となっている。この3項目は、「どちらかといえば避けると思う」と回答した人を合わせた「避けると思う(計)」の割合も過半数を占めている。

一方、「避けないと思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【E. 近くに保育園・幼稚園がある】の項目で54.9%となっている。(図1-5)

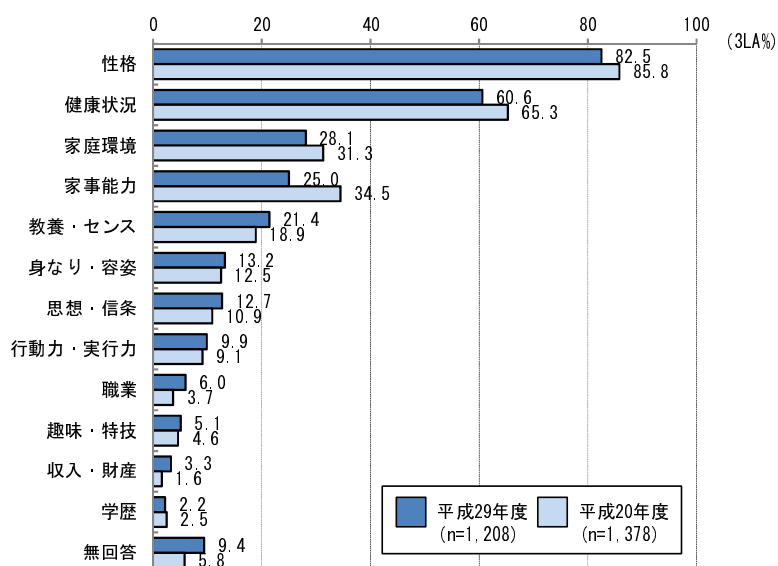
1-6. 子どもの結婚相手として重視するもの

問6 あなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚相手として、望ましいと思われる点はどのようなものですか。相手が女性の場合と男性の場合の両方について、あなたが重視される項目をそれぞれ三つ選び、カッコ内にその番号を記入してください。

【図1-6-1 子どもの結婚相手として重視するもの（相手が女性）】



【図1-6-1-2 子どもの結婚相手として重視するもの（相手が女性）】

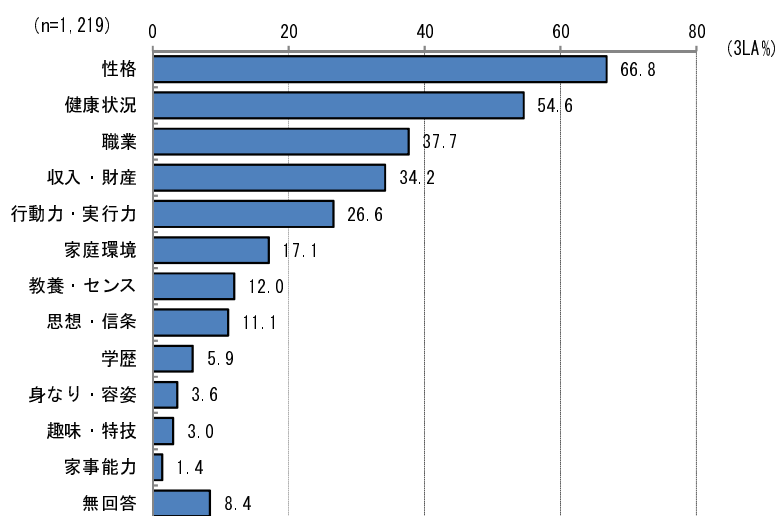


※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

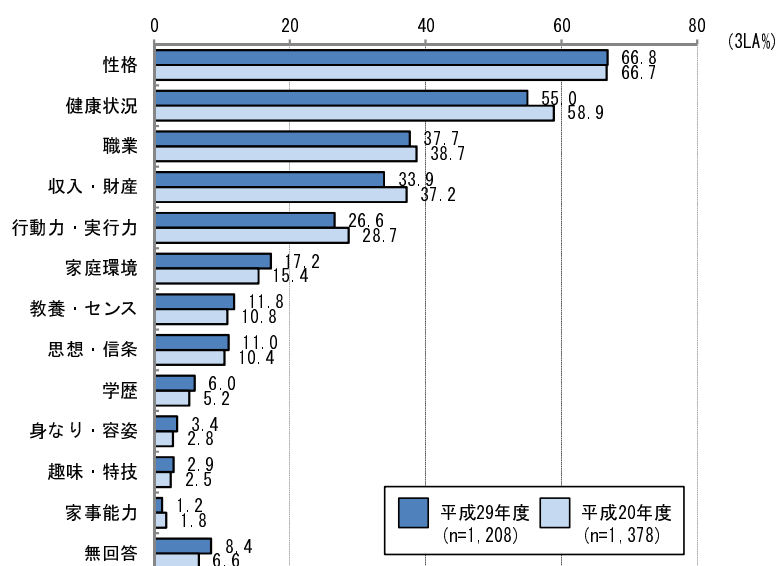
『子どもの結婚相手として重視するもの（相手が女性）』の間に、「性格」と回答した人の割合が最も高く、82.7%となっている。次いで、「健康状況」が60.2%、「家庭環境」が27.8%となっている。最も割合が低かったのは、「学歴」で2.2%となっている。（図1-6-1）

H20年度調査と比較すると、前回は「家事能力」の割合が34.5%で3番目に高かったが、今回は9.5ポイント減少し、「家庭環境」が上回った。（図1-6-1-2）

【図1-6-2 子どもの結婚相手として重視するもの（相手が男性）】



【図1-6-2-2 子どもの結婚相手として重視するもの（相手が男性）】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

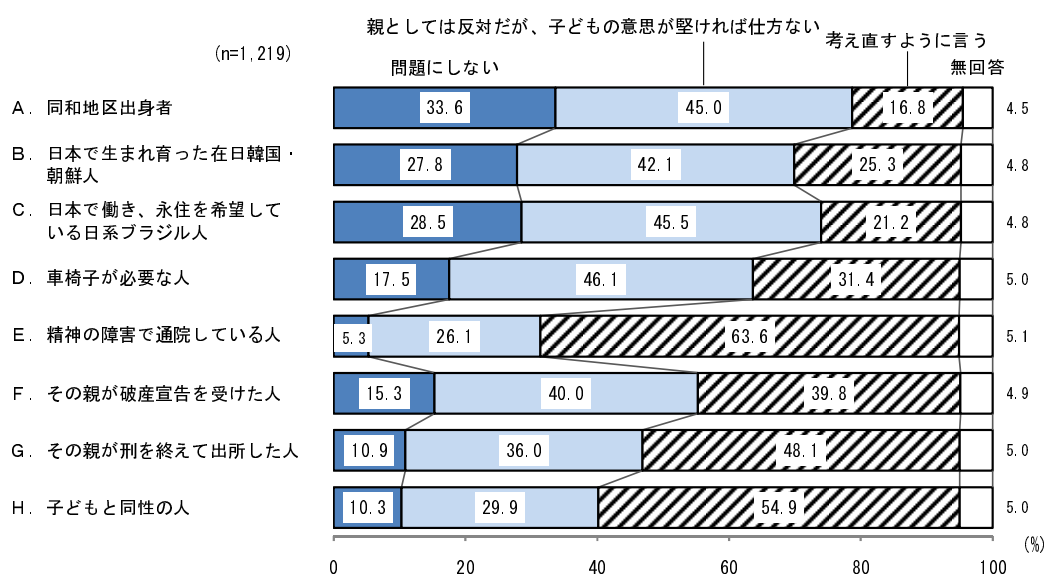
『子どもの結婚相手として重視するもの（相手が男性）』の間に、「性格」と回答した人の割合が最も高く、66.8%となっている。次いで、「健康状況」が54.6%、「職業」が37.7%となっている。最も割合が低かったのは、「家事能力」で1.4%となっている。（図1-6-2）

H20年度調査と比較すると、「健康状態」および「収入・財産」の項目で3ポイント台の減少がみられるものの、同様の傾向となっている。（図1-6-2-2）

1-7. 子どもの結婚相手が次のような人であった場合の態度

問7 問6で選んだ望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。A～Hのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

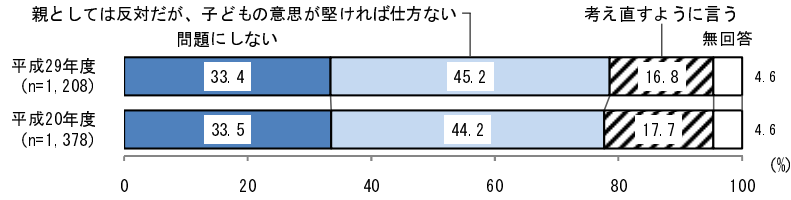
【図1-7 子どもの結婚相手が次のような人であった場合どういう態度をとるか】



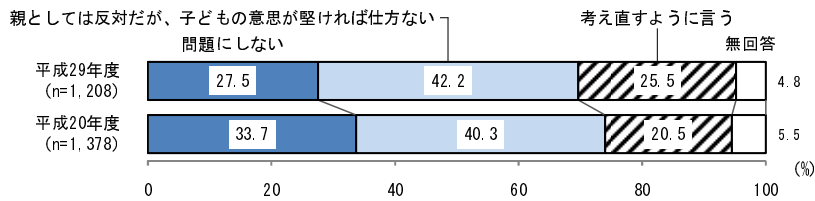
『子どもの結婚相手が次のような人であった場合どういう態度をとるか』の間に、「考え直すように言う」と回答した人の割合が最も高いのは【E. 精神の障害で通院している人】の項目で63.6%となった。次いで、【H. 子どもと同性の人】で54.9%、【G. その親が刑を終えて出所した人】で48.1%となっている。

一方、「問題にしない」と回答した人の割合が最も高いのは【A. 同和地区出身者】の項目（33.6%）であるものの、依然16.8%が「考え直すように言う」と回答している。（図1-7）

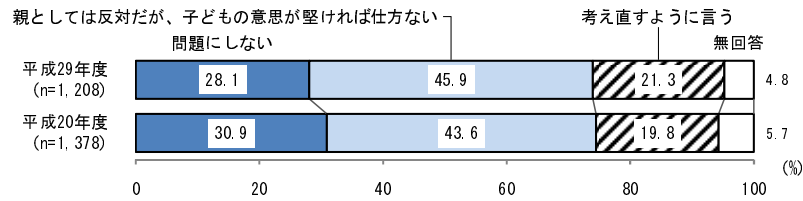
【図1-7-A 同和地区出身者】



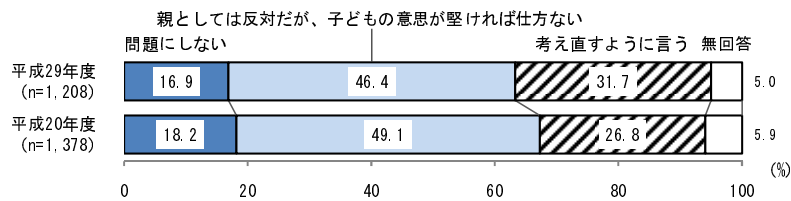
【図1-7-B 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人】



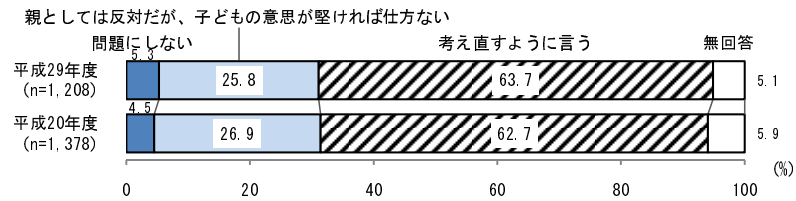
【図1-7-C 日本で働き、永住を希望している日系ブラジル人】



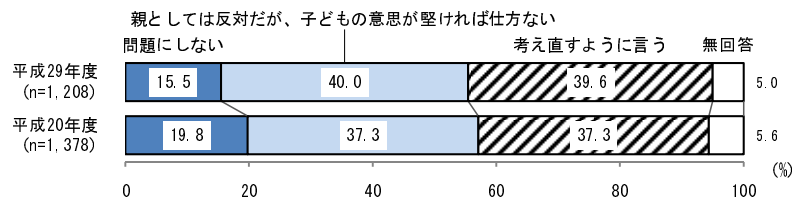
【図1-7-D 車椅子が必要な人】



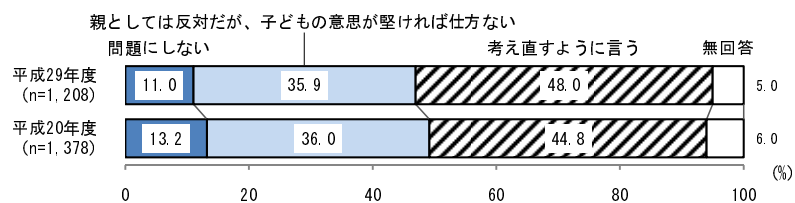
【図1-7-E 精神の障害で通院している人】



【図1-7-F その親が破産宣告を受けた人】



【図1-7-G その親が刑を終えて出所した人】



※各項目とも、H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

H20年度調査と比較すると、【A. 同和地区出身者】を除くすべての項目において、「考え直すように言う」と回答した人の割合が前回より高くなっている。

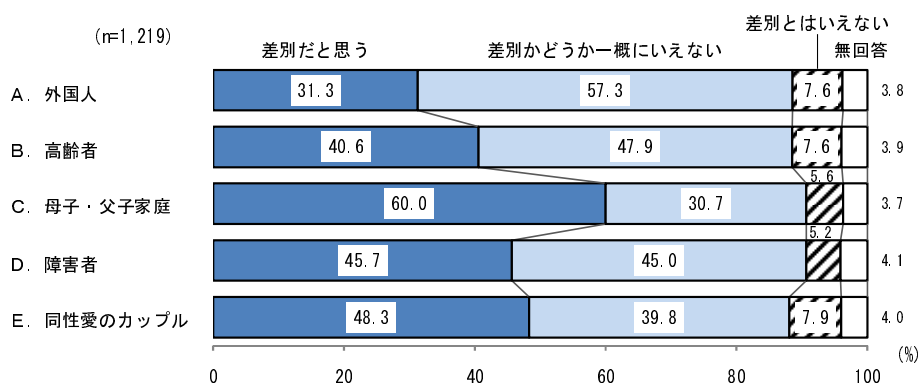
特に変化がみられるのは、【B. 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人】の項目で、「考え直すように言う」と回答した人の割合が5.0ポイント増加し、「問題にしない」と回答した人の割合が6.2ポイント減少している。(図1-7-B)

なお、【H. 子どもと同性の人】は今回新設した項目のため、比較していない。

1-8. 入居拒否に対する意見

問8 家主が、賃貸マンションで、仲介業者に、つぎのような人には貸さないようにと条件をつけることについて、あなたはどのように思いますか。A～Eのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

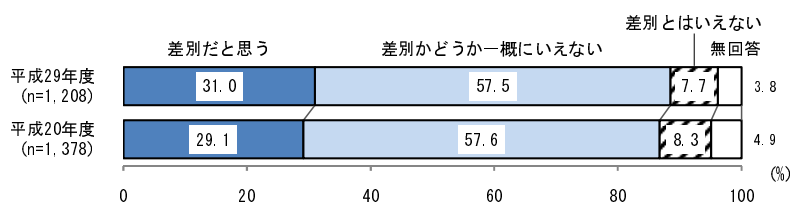
【図1-8 家主が、つぎのような人にマンションを貸さないことについてどう思うか】



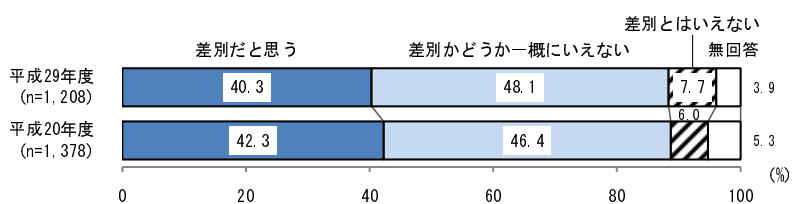
『家主が、つぎのような人にマンションを貸さないことについてどう思うか』の問に、「差別だと思う」と回答した人の割合が最も高いのは【C. 母子・父子家庭】の項目で60.0%となった。次いで、【E. 同性愛のカップル】で48.3%、【D. 障害者】で45.7%となっている。

一方、「差別とは言えない」と回答した人の割合は【E. 同性愛のカップル】の項目で7.9%と最も高い。「差別だと思う」と回答した人の割合は半数に近いものの、理解が進んでいる状況とはいいがたい。(図1-8)

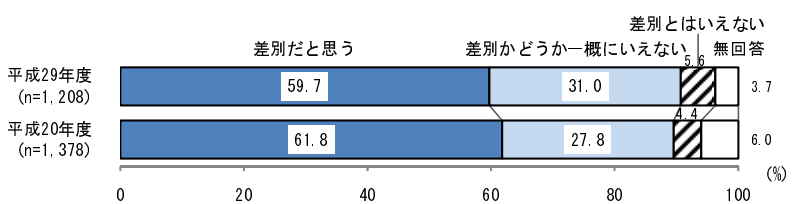
【図1-8-A 外国人】



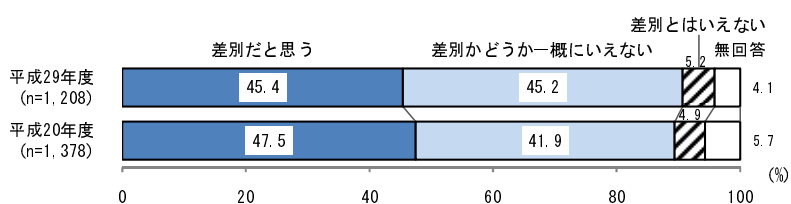
【図1-8-B 高齢者】



【図1-8-C 母子・父子家庭】



【図1-8-D 障害者】



※各項目とも、H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

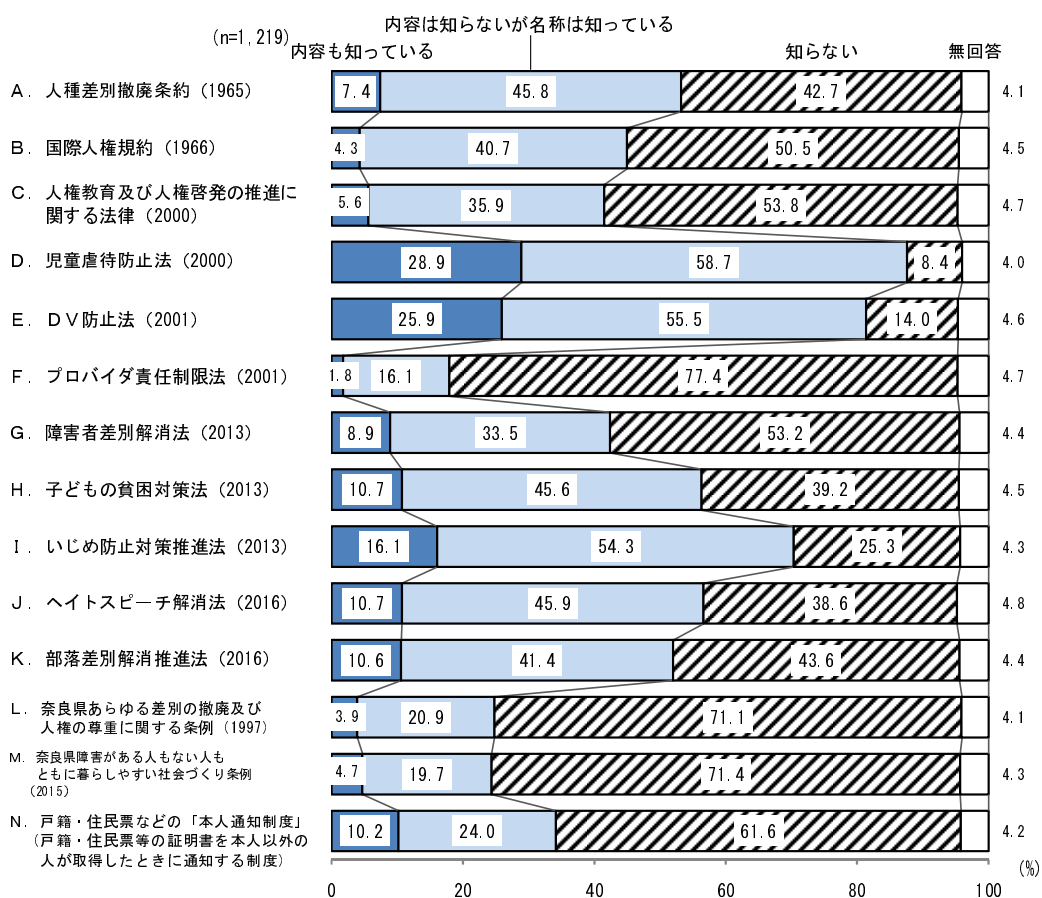
H20年度調査と比較すると、特に大きな変化は見られないが、【A. 外国人】を除くすべての項目において、「差別だと思う」と回答した人の割合が前回より各2ポイント程度低くなっており、入居拒否という差別に対する意識は高まっていないといえる。(図1-8-A~D)

なお、【E. 同性愛のカップル】は今回新設した項目のため、比較していない。

1-9. 法律や条例の認知

問9 あなたは、人権問題にかかわる次のような法律や条例などを知っていますか。A～Nのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-9 人権問題にかかわる法律や条例などを知っているか】



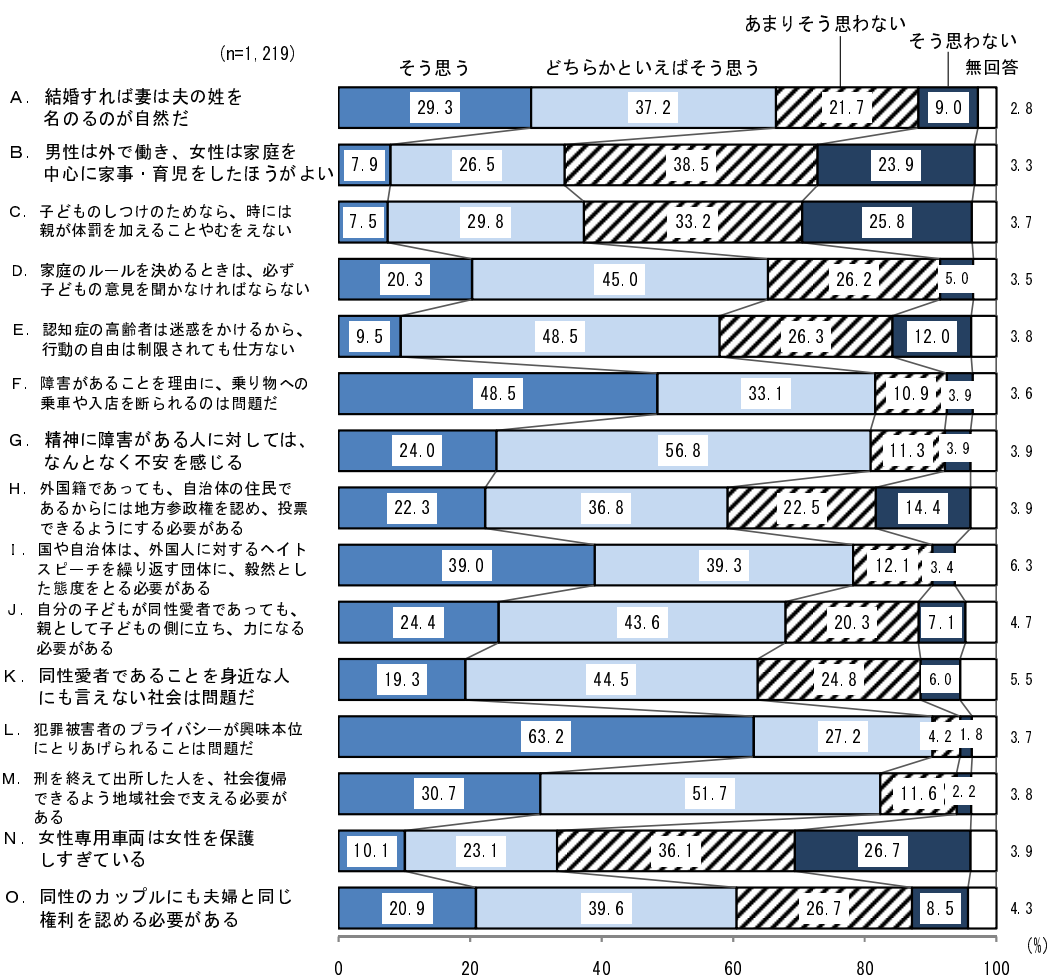
『人権問題にかかわる法律や条例などを知っているか』の問に、「内容も知っている」と回答した人の割合が最も高いのは【D. 児童虐待防止法】で28.9%となった。次いで、【E. DV防止法】で25.9%、【I. いじめ防止対策推進法】で16.1%となっている。この3項目は「内容は知らないが名称は知っている」を合計すると半数を超える。

一方、「知らない」と回答した人の割合は、【F. プロバイダ責任制限法】で77.4%と最も高く、次いで、【M. 奈良県障害がある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例】で71.4%、【L. 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例】で71.1%となっている。(図1-9)

1-10. 人権に対する考え方

問10 次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。A～Oのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-10 次のような考え方についてどう思うか】



『次のような考え方についてどう思うか』の問に、「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【L. 犯罪被害者のプライバシーが興味本位にとりあげられることは問題だ】の項目で63.2%となった。次いで、【F. 障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ】で48.5%、【I. 国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある】で39.0%となっている。

また、「そう思う」と回答した人と「どちらかといえばそう思う」と回答した人を合わせた「そう思う（計）」の割合をみると、【L. 犯罪被害者のプライバシーが興味本位にとりあげられることは問題だ】の項目では9割を占めており、次いで、【M. 刑を終えて

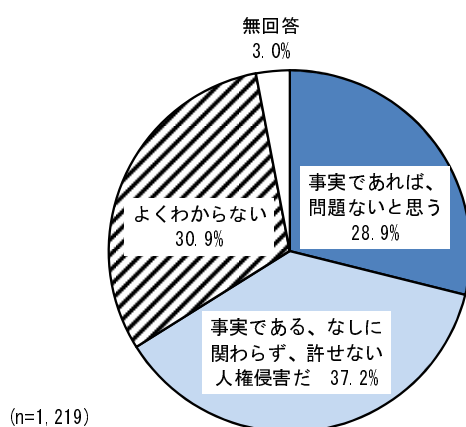
出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある】も8割を超えており高い。

一方、「そう思わない」と回答した人の割合が最も高いのは、【N. 女性専用車両は女性を保護しすぎている】の項目で26.7%となった。次いで、【C. 子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない】で25.8%、【B. 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい】で23.9%となっている。この3項目では、「そう思わない」と回答した人と「あまりそう思わない」と回答した人を合わせた「そう思わない(計)」の割合が6割前後を占めている。(図1-10)

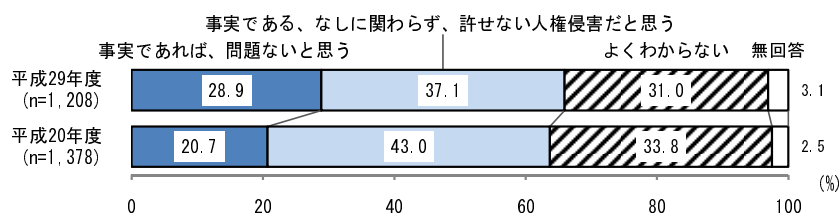
1-11. 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みについて

問11 インターネットの掲示板に、歌手、タレント、スポーツ選手など有名人の名前をあげて、日本名を使っているが在日朝鮮人であると暴露する書き込みがあります。そのような書き込みについて、あなたはどのように思いますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-11 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みをどう思うか】



【図1-11-2 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みをどう思うか】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

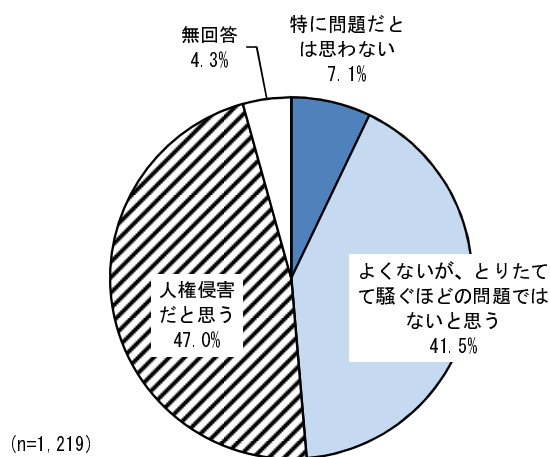
『有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みをどう思うか』の問に、「事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」と回答した人の割合が37.2%で最も高くなっている。「事実であれば、問題ないと思う」が28.9%であり、約3割が容認している結果となった。(図1-11)

H20年度調査と比較すると、「事実であれば、問題ないと思う」と回答した人の割合が8.2ポイント増加し、「事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が5.9ポイント減少している。(図1-11-2)

1-12. 同和地区の所在地リストの掲載について

問12 最近、インターネット上で「同和地区の所在地リスト」を掲載することが行われています。このようなことについて、あなたはどのように思いますか。次の中から一番あてはまるもの一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-12 同和地区の所在地リストの掲載をどう思うか】



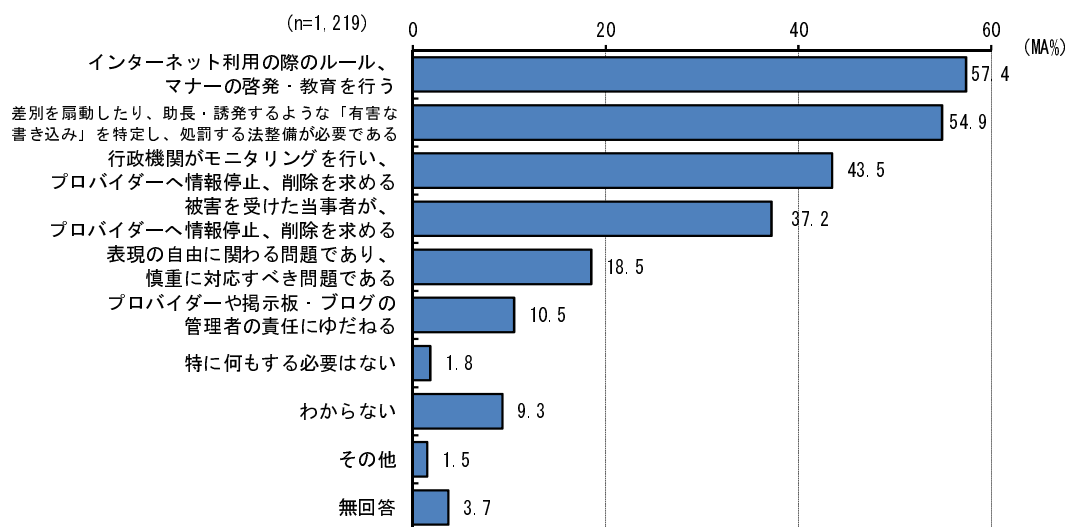
『同和地区の所在地リストの掲載をどう思うか』の問に、「人権侵害だと思う」と回答した人の割合が最も高く47.0%となっている。次いで、「よくないが、とりたてて騒ぐほどの問題ではないと思う」が41.5%、「特に問題だとは思わない」が7.1%となっている。

「人権侵害だと思う」と回答した人が最多であるものの、その割合は半数に満たない。
(図1-12)

1-13. 差別書き込み等の問題について

問13 インターネット上の差別的な書き込みや個人情報の流布などの問題を改善するために、どうすればよいと思いますか。次の中からあてはまるものの番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

【図1-13 差別的書き込みなどの問題を改善するためにどうすればよいか】



『差別的書き込みなどの問題を改善するためにどうすればよいか』の間に、「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行う」と回答した人の割合が最も高く 57.4% となっている。次いで、「差別を扇動したり、助長・誘発するような「有害な書き込み」を特定し、処罰する法整備が必要である」が 54.9%、「行政機関がモニタリングを行い、プロバイダーへ情報停止、削除を求める」が 43.5% となっている。

なお、「プロバイダーや掲示板・ブログの管理者の責任にゆだねる」と回答した人の割合は 1 割に過ぎず、何らかのアクションを必要と考える意見が多数を占める。(図1-13)

その他の回答としては、次のようなものがあった。

・「利用者」に関すること：

「個人を特定し誹ぼうするようなものは処罰すべきだし管理人(者)も処罰すべき。」、「未成年の利用禁止」、「アカウントの削除、管理者権限の剥奪による情報媒体の削除」など

・「利用者及びプロバイダー」に関すること：

「本人及びプロバイダを公表し厳しく罰する、善意にとらえることでは解決しないと思う。」

・「教育」に関すること：

「30代ぐらいの世代と10代20代（スマホ世代）ではネットの使い方が生まれながらに異なっており、SNSに対するマナー・リテラシーを重点的に教えるべき。」など

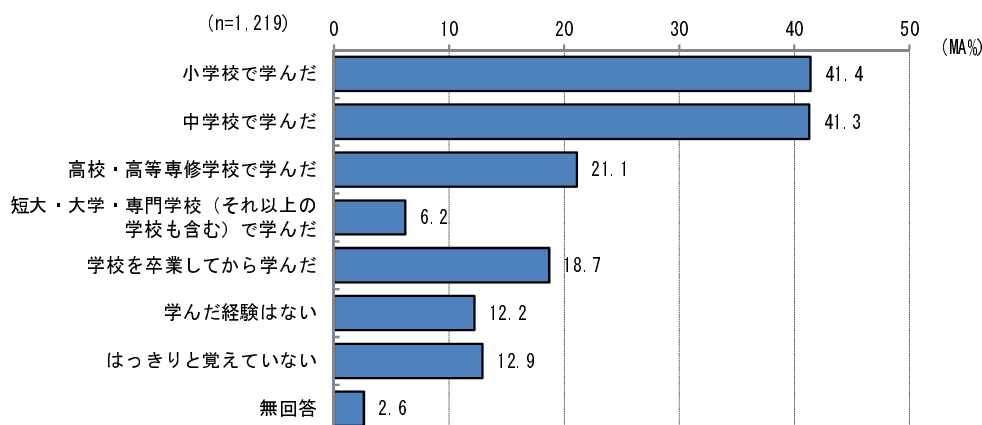
・「行政」に関すること：

「管理者へ直接訴えかけるのはかなりハードルが高い。だから行政機関に対応窓口があると相談しやすいのではないかと思う。」など

1-14. 同和や人権の学習経験

問14 あなたは、同和問題や人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。次の中からあてはまるものの番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

【図1-14 同和問題や人権問題について学校の授業等で学んだことがあるか】



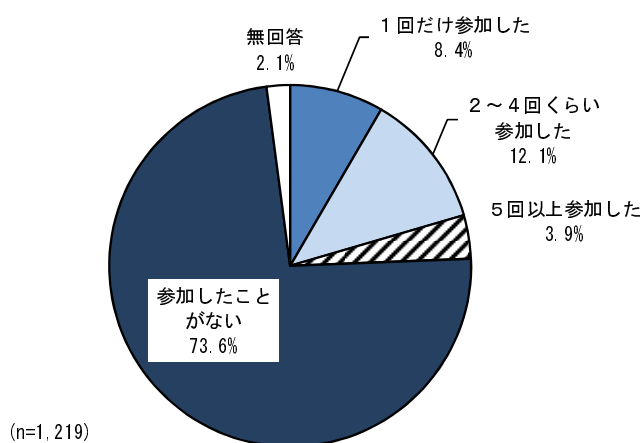
『同和問題や人権問題について学校の授業等で学んだことがあるか』の問に、「小学校で学んだ」と回答した人の割合が最も高く41.4%、次いで「中学校で学んだ」が41.3%とほぼ同率となった。

一方、「学校を卒業してから学んだ」は18.7%、「学んだ経験はない」は12.2%となっている。（図1-14）

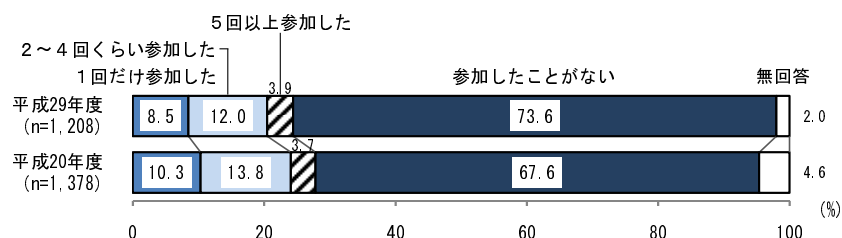
1-15. 人権に関するイベント参加経験

問 15 最近（3年程度）、人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図 1-15 人権問題に関するイベント、講演会等に参加したことがあるか】



【図 1-15-2 人権問題に関するイベント、講演会等に参加したことがあるか】



※H29年度は20歳以上の回答を抽出して比較

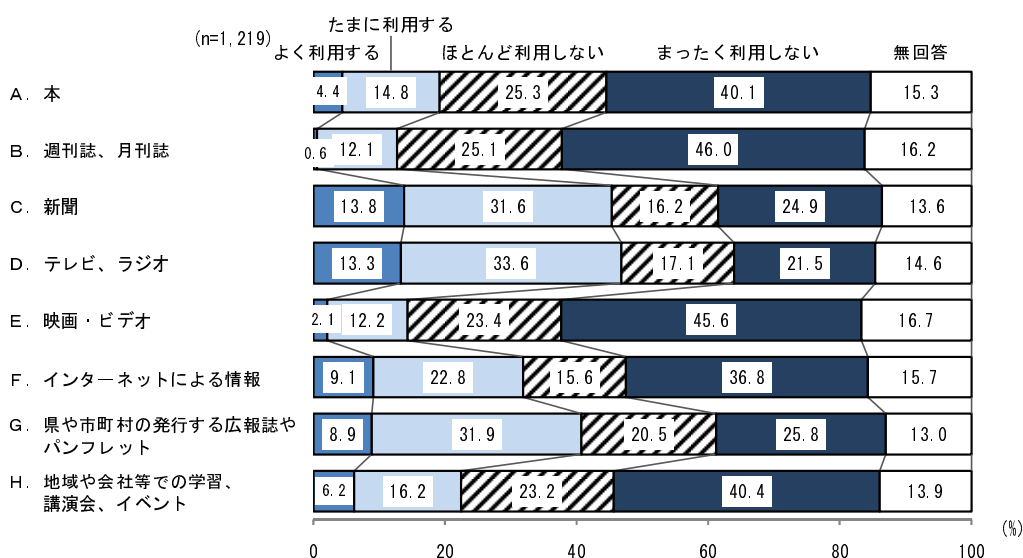
『人権問題に関するイベント、講演会等に参加したことがあるか』の問に、「参加したことがない」と回答した人の割合が最も高く73.6%、次いで、「2～4回くらい参加した」が12.1%、「1回だけ参加した」が8.4%となっている。(図1-15)

H20年度調査と比較すると、「参加したことがない」と回答した人の割合が6.0ポイント増加している。(図1-15-2)

1-16. 人権に関する情報を得る媒体

問16 人権問題について情報を得たり、学習するためによく利用するものは何ですか。A～Hのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-16 人権問題の情報を得たり学習するために利用するものは何か】



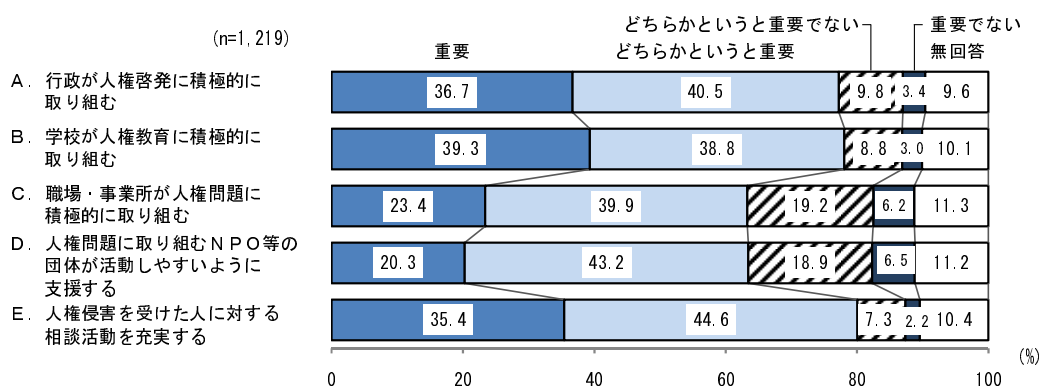
『人権問題の情報を得たり学習するために利用するものは何か』の間に、「よく利用する」と回答した人の割合は、【C. 新聞】で最も高く 13.8%、次いで【D. テレビ、ラジオ】で13.3%となった。

「よく利用する」と回答した人と「たまに利用する」と回答した人を合わせた「利用する（計）」の割合をみると、【C. 新聞】や【D. テレビ、ラジオ】に次いで、【G. 県や市町村の発行する広報誌やパンフレット】も約4割を占めている。（図1-16）

1-17. 人権尊重社会をつくるための取り組みについて

問17 人権の尊重された社会をつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。A～Eのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、番号に○をつけてください。

【図1-17 人権尊重社会をつくるための取り組みで重要なこと】



『人権尊重社会をつくるための取り組みで重要なこと』の問に、「重要」と回答した人の割合は、【B. 学校が人権教育に積極的に取り組む】の項目で最も高く 39.3%、次いで【A. 行政が人権啓発に積極的に取り組む】で 36.7%、【E. 人権侵害を受けた人に対する相談活動を充実する】で 35.4%となっている。

「重要」と回答した人と「どちらかという重要」と回答した人を合わせた「重要(計)」の割合をみると、【E. 人権侵害を受けた人に対する相談活動を充実する】で最も高く 8割を占める。(図1-17)

1-18. 関心ある・取り組みたい人権問題

問18 あなたご自身が、関心をもっておられる人権問題や、特に取り組んでみたいということは、なんですか。ご自由にお書きください。

具体的なお意見をいただいた方(特になし等は除く)は249名、性別の割合は男性38.5%、女性52.2%、回答しない0.8%、無回答が7.2%であった。年齢別での割合は18～19歳0.8%、20～24歳3.2%、25～29歳2.4%、30～34歳4.8%、35～39歳7.6%、40～44歳8.4%、45～49歳6.8%、50～54歳6.8%、55～59歳6.4%、60～64歳6.4%、65～69歳10.8%、70歳以上27.7%、無回答6.4%となっている。

主なご意見としては、249名の方から計296件いただいた。

分野別の代表的な意見として「同和問題」では、『同和地区の優遇・逆差別についての意見』が11件、『同和地区出身者の就職・結婚差別についての意見』が6件、「女性」では、『職場での男女差別・女性の活躍の場についての意見』が7件、『社会の男女差別・女性の権利についての意見』が3件、「子ども」では、『子どもの人権問題(虐待・貧困等)に関する意見』が8件、『子どもの学校における人権、学習の機会についての意見』が2件、「高齢者」では、『高齢者問題・認知症・介護についての意見』が13件、『高齢者の就労の機会についての意見』が1件、「障害者」では、『障害者と共生できる・差別や偏見のない社会の実現、理解の促進に関する意見』が14件、『障害者の雇用問題・就労の場の確保についての意見』が7件、「外国人」では、『外国人と共生できる社会の実現、外国人への配慮についての意見』が5件、「犯罪被害者等」では、『犯罪被害者の人権保護についての意見』が4件、「LGBT」では、『性的マイノリティに対する差別についての意見』が4件などがあった。

1-19. 人権問題についての提案・意見

問19 その他、人権問題について県に対する提案、意見があれば、ご自由にお書きください。

具体的なご意見をいただいた方(特になし等は除く)は219名、性別の割合は男性42.4%、女性48.8%、回答しない1.3%、無回答が7.3%であった。年齢別での割合は18～19歳1.3%、20～24歳1.8%、25～29歳3.6%、30～34歳4.5%、35～39歳6.3%、40～44歳8.6%、45～49歳7.3%、50～54歳7.3%、55～59歳6.8%、60～64歳7.3%、65～69歳12.3%、70歳以上25.5%、無回答6.8%となっている。

主なご意見としては、219名の方から計234件いただいた。

代表的な意見として、

- ・まずは、行政に関わるものが人権問題について理解を深めることが必要である。
- ・相談窓口を充実させてほしい。
- ・人権・差別教育について市町村での取組方を統一してほしい。
- ・人権問題についてきちんとした調査研究が必要。単なる啓発では問題が上滑りする。
- ・人権問題や障害問題の研修や学習会は行政が積極的に行うべきである。
- ・教育・啓蒙による意識の向上と、法整備による人権保護が両輪だと思う。
- ・部落差別は過去のものとなっているのではないか。
- ・学校での人権教育、小さい頃の人権教育が大事である。
- ・子育てママが働きやすいようにしてほしい。
- ・子どもの権利がもっと守られるべき。
- ・高齢者が暮らしやすい社会になるために介護教育を実技演習を含め、中学生くらいから行った方がよい。
- ・障害者に対する理解促進に取り組んでほしい。障害者スポーツに対しても、行政がもっと広く理解し選手育成などにも力を入れて取り組んでほしい。
- ・同性婚を認めるべきである。

などがあった。